

平成29年（2017年）
第2回定例会

議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名	第43号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例
-----	--

【議案提出の目的】

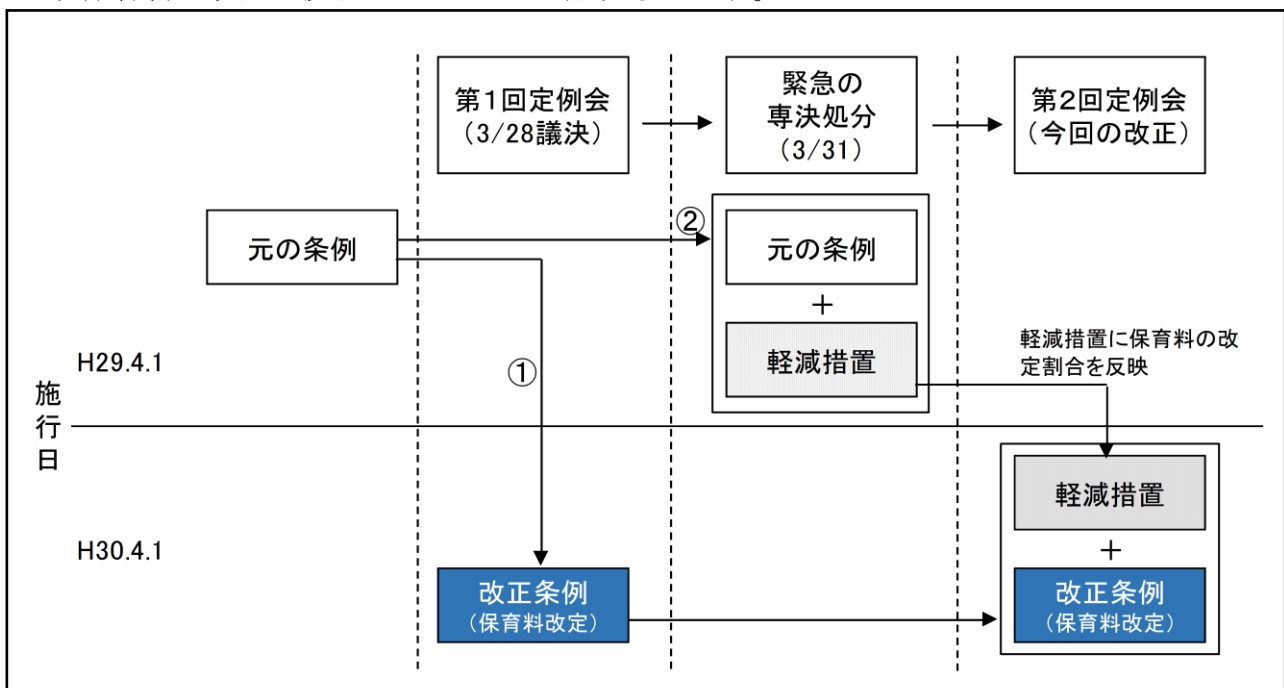
ひとり親世帯等の利用者負担額等（保育料）の軽減措置の対象となる世帯のうち、一定の所得水準以上にある世帯について、子ども・子育て支援法施行令の改正に合わせて保育料の額を改めるため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 平成29年4月1日施行の子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い整備したひとり親世帯等の保育料の軽減措置に、既に平成30年4月1日からの施行が決定している保育料の改定割合を反映させるものです。その結果、当該軽減措置の対象となるひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯のうち、一定の所得水準以上にある世帯に対する保育料を現行と比べて1月当たり100円増額します。
- 平成30年4月1日から施行します。

【改正の経緯】

- この条例については、平成29年第1回定例会において、平成30年4月1日を施行日とする保育料の改定の改正（①）を行っています。また、平成29年4月1日を施行日とする子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令が同年3月31日に公布されたことに伴い、ひとり親世帯等の保育料の軽減措置の拡充等を内容とする同条例の改正（②）を同日付けで緊急の専決処分（地方自治法第179条第1項）により行いました。
今回の改正は、②の改正に伴うひとり親世帯等の保育料の軽減措置に、①の改正に伴う保育料の改定を反映させるために行うものです。



問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 押切	電話	724-2138
------	--------------------	----	----------

議案概要

議案名	第44号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
<p>【議案提出の目的】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、関連する規定を整備するため、所要の改正をするものです。</p> <p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 支給認定保護者のうち、支給認定証の交付を受けていない方の受給資格等の確認について、子ども・子育て支援法施行規則に規定する支給認定証の交付に関する通知により確認できるように改めます。○ 公布の日から施行します。 <p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令			
問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 押切	電話	724-2138

議案概要

議案名	第45号議案 町田市立陸上競技場大型映像装置整備工事請負契約
-----	--------------------------------

【議案提出の目的】

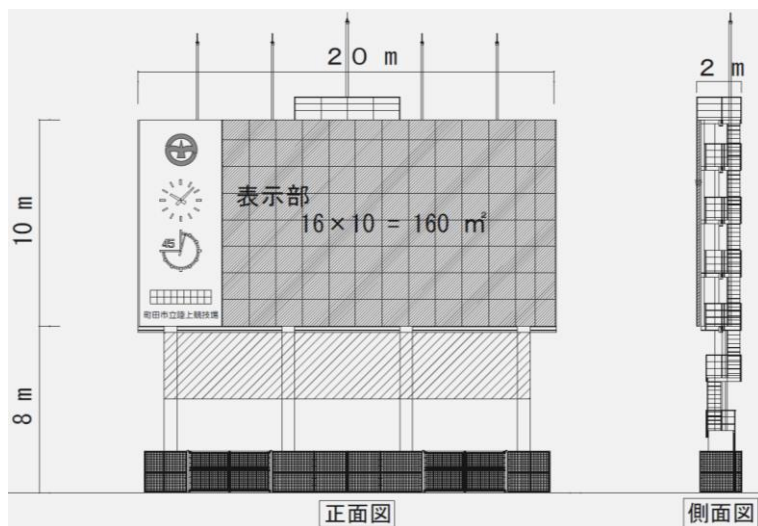
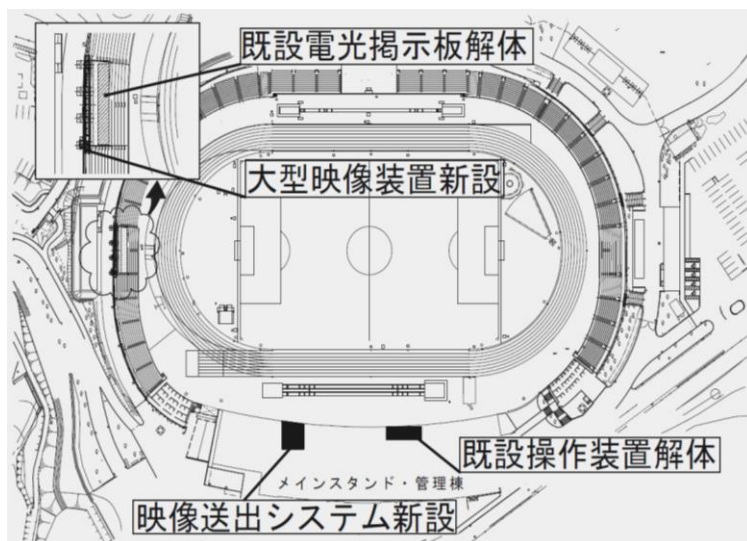
町田市スポーツ推進計画アクションプラン（2014年度～2018年度）に基づき、『観る』ためのスポーツ施設の整備を行うため、工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

- 工事内容
 実施設計、大型映像装置設置工事
 （高輝度LEDフルカラー表示、
 映像送出システム設置）
 解体工事（既設電光掲示板、
 既設操作装置） 他

○ 工作物概要

- 大型映像装置 1基
 - ・ 構造：鉄骨造
 - ・ 装置規模：幅 20m 程度 ×
 高さ 18m 程度
 - ・ 表示部規模：幅 16m 程度 ×
 高さ 10m 程度



【議案の法的根拠】

- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 町田市立陸上競技場大型映像装置整備工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 418,824,000円
- 契約相手方 東京都港区芝浦一丁目1番1号
 東芝・近藤電気特定建設工事共同企業体
 代表者 株式会社東芝 通信システムソリューション営業部
 東京都担当部長 角津田 明彦
- 工 期 契約確定の日から2018年3月16日まで

問い合わせ先	財務部 契約課長 佐藤	電話	724-2523
	財務部 営繕課長 田中		724-1293

議案概要

議案名	第46号議案 小山小学校中規模改修工事請負契約
-----	-------------------------

【議案提出の目的】

建物の長寿命化を図るため、外壁改修及び屋上防水改修による老朽化対策の工事を行うとともに、断熱性能向上を目的としたサッシ改修をする工事請負契約を締結するものです。

【議案の内容】

○工事内容

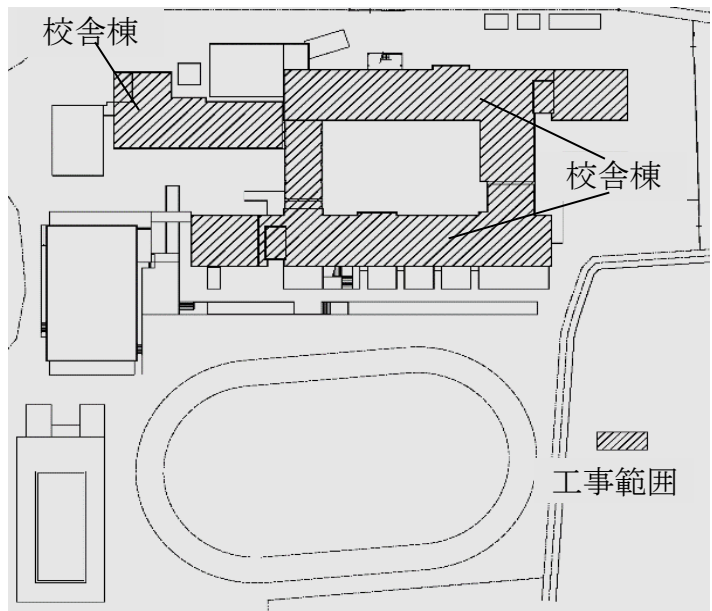
- ・外断熱材を併用した屋上防水改修工事 2,710 m²
- ・サッシ改修（ペアガラス）254 箇所
- ・外壁改修工事 6,334 m²

○構造

- ・校舎棟 鉄筋コンクリート造 3階建

○延床面積

- ・校舎棟 6,623 m²



【議案の法的根拠】

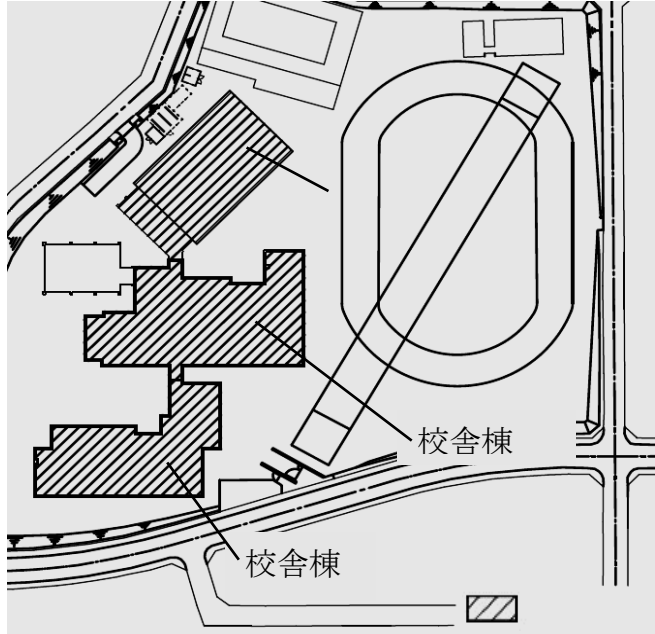
- 地方自治法第96条第1項第5号（契約の締結）
- 地方自治法施行令第121条の2第1項（議決に付すべき契約の基準）
- 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条（議決に付すべき契約）

【契約の概要】

- 契約目的 小山小学校中規模改修工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 362,536,560 円
- 契約相手方 東京都町田市中町一丁目25番9号
システム・ハウジング株式会社
代表取締役 渋谷 俊彦
- 工 期 契約確定の日から2018年1月31日まで

問合せ先	財務部 契約課長 佐藤	電話	724-2523
	財務部 営繕課長 田中		724-1293

議案概要

議案名	第 4 7 号議案 南成瀬小学校中規模改修工事請負契約		
<p>【議案提出の目的】 建物の長寿命化を図るため、外壁改修及び屋上防水改修による老朽化対策の工事を行うとともに、断熱性能向上を目的としたサッシ改修をする工事請負契約を締結するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事内容 <ul style="list-style-type: none"> ・外断熱材を併用した屋上防水改修工事 1,859 m² ・サッシ改修（ペアガラス）229 箇所 ・外壁改修工事 4,984 m² ○ 構造 <ul style="list-style-type: none"> ・校舎棟 鉄筋コンクリート造 3階建 ・校舎体育館棟 鉄筋コンクリート造 3階建 ○ 延床面積 <ul style="list-style-type: none"> ・校舎棟 5,349 m² ・校舎体育館棟 1,507 m² 			
			
<p>【議案の法的根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約） 			
<p>【契約の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 契約目的 南成瀬小学校中規模改修工事請負契約 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 257,871,600 円 ○ 契約相手方 東京都町田市根岸二丁目 16 番地 13 株式会社 若林工務店 代表取締役 若林 章 ○ 工 期 契約確定の日から 2018 年 1 月 31 日まで 			
問合せ先	財務部 契約課長 佐藤	電話	724-2523
	財務部 営繕課長 田中		724-1293

議案概要

議案名	第 4 8 号議案 消防ポンプ自動車購入		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>消防ポンプ自動車の更新計画に基づき、使用期限が経過する消防ポンプ自動車を買替えるため、物品供給契約を締結するものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○ 町田市消防団第 1 分団第 1 部 1 小隊及び第 4 分団第 2 部に配備する消防ポンプ自動車 2 台を購入するものです。</p>			
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<p>○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得）</p>			
<p>○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準）</p>			
<p>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）</p>			
<p>【契約の概要】</p>			
<p>○ 契約目的</p>	<p>消防ポンプ自動車購入</p>		
<p>○ 契約方法</p>	<p>指名競争入札</p>		
<p>○ 契約金額</p>	<p>33,782,400 円</p>		
<p>○ 契約相手方</p>	<p>東京都町田市図師町 1847 番地 三共自動車株式会社 代表取締役 河合 彪</p>		
<p>○ 履行期限</p>	<p>契約確定の日から 2017 年 11 月 19 日まで</p>		
<p>【過去の実績】</p>			
<p>○ 2012 年度</p>	<p>消防ポンプ自動車 2 台購入・電源照明車 1 台購入</p>	<p>57,081,990 円</p>	
<p>○ 2013 年度</p>	<p>消防ポンプ自動車 1 台購入</p>	<p>16,430,400 円</p>	
<p>○ 2014 年度</p>	<p>消防ポンプ自動車 2 台購入</p>	<p>33,868,800 円</p>	
<p>○ 2016 年度</p>	<p>消防ポンプ自動車 1 台購入</p>	<p>16,675,200 円</p>	
<p>問合せ先</p>	<p>財務部 契約課長 佐藤 防災安全部 防災課長 篠崎</p>	<p>電話</p>	<p>724-2523 724-3254</p>

議案概要

議案名	第 4 9 号議案 ワゴン車購入		
【議案提出の目的】			
2017 年 10 月頃に運行開始を予定している、小山田桜台から唐木田駅、多摩南部地域病院方面への検証運行事業で使用する車両を購入するため、物品供給契約を締結するものです。			
【議案の内容】			
○ リフト付きワゴン車 3 台（ディーゼル車、定員 11 人（運転手含む））を購入するものです。			
【議案の法的根拠】			
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得）			
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準）			
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）			
【契約の概要】			
○ 契約目的	ワゴン車購入		
○ 契約方法	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号による随意契約		
○ 契約金額	23,804,280 円		
○ 契約相手方	東京都町田市図師町 1847 番地 三共自動車株式会社 代表取締役 河合 彪		
○ 履行期限	契約確定の日から 2017 年 9 月 29 日まで		
【経緯】			
○ 町田市では小山田地区から唐木田方面へのバスの運行について数多くの要望を受けておりますが、道路幅員が狭い等の理由からバス路線の導入には至っておりません。当該事業は、現在の道路環境でも走行可能なワゴン車での検証運行を暫定的に実施し、道路整備完了後のバス路線導入につなげるものです。			
問合せ先	財務部 契約課長 佐藤 都市づくり部 交通事業推進課長 岩岡	電話	724-2523 724-4261

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第50号議案 土地の売払いについて</p>		
<p>【議案提出の目的】</p>			
<p>市所有の土地を中央新幹線事業用地として、東海旅客鉄道株式会社へ売り払うものです。</p>			
<p>【議案の内容】</p>			
<p>○ 売払所在地 ○ 売払予定価格 ○ 売払相手方 ○ 売払予定月</p>	<p>町田市上小山田町字十六号 2204 番 1、同所 2205 番、同所 2206 番、同所 2207 番、同所 2208 番、同所 2212 番、同所 2213 番、同所 2202 番、同所 2203 番、同所 2204 番 2、同所 2220 番、同所 2196 番 1、同所 2196 番 2、同所 2197 番、同所 2198 番、同所 2199 番、同所 2200 番 2、同所 2209 番、同所 2210 番、同所 2211 番、同所 2209 番先無番、同所 2211 番先無番 面積 8156.73 m² 117,573,929 円 東京都港区高輪三丁目 24 番 16 号 ISA ビル 3 階 東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線推進本部中央新幹線建設部 中央新幹線東京工事事務所長 石田 浩章 2017 年 7 月</p>		
<p>【議案の法的根拠】</p>			
<p>○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議会の議決に付すべき財産の取得または処分）</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>経済観光部 北部丘陵整備課長 小林</p>	<p>電話</p>	<p>724-2164</p>